

各県立学校長様

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育課長

感染警戒期への移行に伴う県立学校における感染防止対策
の強化について

オミクロン株により急速に陽性者数が増加する中、県が 1 月 8 日から警戒レベルを「感染警戒期」に引き上げたことを踏まえ、当面の間における教育活動の制限等については、下記のとおりとするのでお知らせします。

引き続き県内外の感染状況を注視するとともに、児童生徒の体調確認を念入りに行い、体調不良時は必ず人との接触を控え、医療機関を受診すること、特に、年末年始に県外往来のあった児童生徒については体調管理を徹底させるなど、校内での活動に限らず、校外での生活においても 今まで以上に徹底した感染回避行動を実践するよう御指導をお願いします。

現在、児童生徒等の陽性確認も相次いでいる状況です。引き続き学校の水際対策はもちろん、学内で感染拡大を起こさないよう、最大限の警戒レベルによる対応をお願いします。

記

1 教育活動の制限について

- 身体接触を伴う体育や、合唱・管楽器演奏・調理実習等の授業等については、児童生徒等同士が接近・接触する状態で、大きな声を出したり、マスクを外したりする場面のある感染リスクの高い活動について、時期を変更するなどし、注意して行う。
- 児童生徒が多く集合する行事は、当面見合わせる。

2 部活動について

- 県外校との練習試合や合同練習は、当面行わない。
- 県内校との練習試合や合同練習は、必要な感染症対策を講じた上で、注意して実施する。
- 県内での高体連及び高文連、競技団体や文化芸術団体主催の県大会等の公式大会については、必要に応じ主催者が観客を制限するなど最大限の感染防止対策を講じた大会であることを確認の上、マスクの着用や手指消毒、移動や昼食、更衣室での休憩等、競技や演技、演奏時以外の場においても感染症対策を最大限に講じた上で参加することを認める。
- 全国大会及び四国ブロック大会等の公式大会については、県予選を勝ち抜いて、県代表又は四国ブロック代表として出場権を得た大会に限り、参加することを認める。
- 県以上の代表として参加する強化合宿や練習試合についても同様に認める。
- 用具等については、使用の前後に消毒をするとともに、児童・生徒間で不必要に使い回しをしないこと。

- 部室等の利用については短時間とし、一斉に利用しないこと。
- ※ 部活動は、3密環境がそろいやすい活動であることから、感染回避行動の再度の徹底（移動時には公共交通機関を利用しない、会食等の交流は避ける、可能な限り宿泊しない等）を図ること。

3 校外との交流について

学校活動全般における校外との交流は、

- 県内については、必要な感染症対策を講じた上で、注意して実施する。
- 県外については、目的や必要性、訪問先を勘案して厳選し、感染拡大地域との往来は特に注意する。

4 登下校時のマスク着用について

- 登下校時に公共交通機関を利用する際は、必ず適切にマスクを着用する（「鼻出しマスク」や「あごマスク」など不完全な着用には感染防止効果はない）など感染回避行動を徹底して実践する。
なお、自転車・徒歩通学生に関しては、やむを得ない理由を除き、着用時は適切にマスクを着用すること。

5 寮や寄宿舎について

- 居室では、定期的な換気、2人以上で共用の場合は咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避けるなど感染症対策を徹底すること。
- 食堂や手洗い場、トイレなどの共用スペースを利用する際はマスクを着用し、こまめに換気し、窓や換気装置のない場所では、扇風機等で空気の流れを作ること。
- 施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限するなど、密を避けるようにすること。
- 地域での流行状況や施設内での有症状者の発生状況に応じて、共用スペースの利用そのものの使用制限も検討すること。
- 自動販売機などの共用設備、下駄箱、ドアノブなどの複数人が頻繁に触る部分は定期的な（1日数回）消毒を行うこと。

【担当】

(保健管理・運動部活動に関すること)
保健体育課 教育指導グループ 泉・宮崎
TEL 089-912-2981
(高等学校・中等教育学校に関すること)
高校教育課 教育指導グループ 國久保
TEL 089-912-2953
(特別支援学校に関すること)
特別支援教育課 教育指導グループ 原
TEL 089-912-2965